

シェアリングレター

- 「シェアリング」は、共有すること、分かち合うことを意味しています -

< 編集発行 >
 公認会計士 林光行事務所
 税理士
 〒543-0073 大阪市天王寺区生玉寺町
 1-13 サンセットヒル
 TEL 06(6772)7770
 FAX 06(6772)7740
 http://www.share.gr.jp/

第38号

2009年4月

トップの身の処し方

所長 林光行

最近の政界トップの交代には、首を傾げさせられます。アッサリと職を辞すのが責任逃れに見えることもあれば、居座り続けるのが見苦しいこともあります。世の中、職を辞すことが潔しとされる場合もあれば、職を全うすることが称えられる場合もあるのに、これは一体どうしたことでしょうか。

それは、去就の決断が、組織の利益に適っておらず、自己の都合によっていると感じられるからでしょう。しかし政治家に止まらず、本人が無自覚なのが無頓着なのか、その身の処し方が衆目と異なる例が目立ちます。特にトップの進退については、周囲の者はトップに直言し難いもの。そのことを弁え、トップの進退は、自らが組織に役立っているのか、己の都合を優先していないのか、沈思黙考し、自らが決断する必要があります。

さて、そのように考えてはみても、現に後継者のいない中小企業経営者は、責任を放り出す訳には行きません。リーダーとして、組織を率いてゆく責務があります。では、この不況下を、経営者はどのように考え行動すべきなのでしょう。

ある方から、「正々堂々」という言葉は、経営の極意だと教えて頂きました。旗が整然と並んでいる様、つまりは錦の御旗、大義が、「正々の旗」。陣営が堂々と組まれている様が、「堂々の陣」。そんな組織を相手にしても勝てないとのこと(原典読み下し文では、「正々の旗を邀える無く、堂々の陳を撃つ勿れ」-孫子-)。

トップが優れた理念を持ち、それを組織の理念として掲げ、その下に戦略を立てる。その結果、組織構成員は、理念に共鳴し、自分たちの持てる力の限り、組織目的遂行のために一致して行動する。

皆様の会社が、私の事務所が、そのようなことを成し遂げるなら、どのような時代、経済状況下にあっても、敗れることのない組織となるでしょう。しかしそれは、経営トップ自身が、正々の旗を掲げるだけの理念を有して初めて成し得ることです。

弊事務所の30周年記念式典で、大阪信用金庫の目良理事長様から、「明日、世界が滅ぶとも、君は林檎の木を植える」との含蓄ある言葉を頂きました。私自身は我欲の強い人間ですが、努力することはできます。今、頂いた言葉を反芻しているところです。

~ CONTENTS ~

交流 第31回 NPO法人 まんぼう ……	2
経営倶楽部 第63回「『2009年を占う』 ~いよいよ関西浮上のチャンス!~」…	4
2009年合宿レポート ……	6
平成21年度以降施行の税制改正 ……	8
新公益法人制度 ~移行手続きについて~ ……	10
KS経営研究会 第12回 ……	12
労務管理&社会保険ワンポイント・ナビ ……	14
Qの会 エネルギーのこれから ……	15
祝島と原発建設計画 ……	16
ご「『ブラジルから来たおじいちゃん』 寄 -ドキュメンタリー映画- を作って」…	18
稿「幸運の女神の前髪つかめ」…	19
読者の皆様からのお便り ……	20
ANAセミナーの感想とご案内 ……	21

4月 - 9月の税務

4月30日	2月決算法人の確定申告期限
5月11日	4月分源泉所得税の納付(以降毎月10日)
6月1日	3月決算法人の確定申告期限
6月30日	4月決算法人の確定申告期限
7月10日	6月分源泉所得税の納付期限 (納期の特例の場合1~6月分)
15日	社会保険報酬月額算定基礎届提出期限 労働保険料の年度更新(P.14参照)
31日	所得税予定納税額の減額申請期限
8月31日	5月決算法人の確定申告期限 6月決算法人の確定申告期限 個人事業者の21年分消費税の中間申告
9月30日	7月決算法人の確定申告期限

第31回 交流



今回の交流は、大阪市中央区玉造にある、知的障がい者のための福祉作業所「NPO法人 まんぼう」を訪問し、代表の西村マコトさんに伺いました。西村さんは、なぜか光行と幸の高津高校時代の同級生だったりします(?)。

まんぼうには現在11名の知的障がいを持った方(メンバー)が通っておられ、平成21年2月8日には大阪市中央公会堂にて、メンバーによる設立10周年記念公演『楽笑・まんぼうショー 白雪姫』をされ、千人近くの観客の方々の笑い声と拍手に包まれました。(税理士 林 幸・林 竜弘)

西村さんはどんな子供さんだったのですか？



おとなしかったんですよ～(ウッソー！の声が…編集部注)。それで、家の近くにあったNHK児童劇団に親が入れたんです。小学校1年生から高校1年生まで所属していました。親としては子供を預かってもらう感覚もあったようです。

NHK児童劇団はいかがでしたか？

ひとりひとりの個性を大切に、能力を引き出してくれる先生や、年齢を超えて沢山の友人に出会えたことがとてもよかったです。また、舞台を通して、みんなで汗を流し工夫してひとつのものを創り上げる楽しさや達成感、絆は得がたい体験だったと思います。

印象に残る思い出はどんなことですか？

ラジオやテレビの仕事のほかにも、慰問で鑑別所や児童養護施設なども訪問しました。その中で、滋賀県の知的障害者施設に、泊まりがけで訪問したのが本当に楽しくて…。施設の子供たちはそれはそれはたくましくて、川に入って鮎を手づかみしたり、食べれる野草の見分けがついて摘んで食べたりと、コンクリートに囲まれて育った私たちよりはるかに生きる力があるんです。自然の中では彼らが先生です。そして私たちが帰るときは、わんわん泣きながら追いかけて来てくれる。その内、自分たちで企画して、先生や親を説得して毎年訪問していました。忘れられない思い出です。

ところで、まんぼうを始められたきっかけは？

子供が二人いるのですが、それぞれ独立し、「これからの人生をどう生きようか」と思いました。そして「たった一回きりの人生、なんとか悔いのないように生きたい」「私のできることで、何か役に立てることはない

か」と思い、「これだ！」と行き着いたのです。

それまでは何をされていたのですか？

心理カウンセラーやエアロビクスのインストラクターなどいろんなことをしてきました。振返ると、私は人がイキイキ元気になるのが好きで、そのお手伝いができたら嬉しいんですよ…。と。

なぜ知的障がい者の福祉作業所を？

カウンセラーをしながら、「この人たちは、あの子達(知的障がいの)に較べたら何もかも揃ってて恵まれてるやん」と悪いけど思うんですよ。知的障がいの方は、養護学校を卒業すると、行き場がなく在宅の方も多いです。仮に就職できたり、授産施設や作業所に通うことができても、それぞれの個性や能力が本当に活かされているのか？生き生きと成長できているのか？もっと自由に楽しく、わくわくと過ごせる作業所がきっとできるはずだと思ったのです。

保護者の方々の反応はいかがでしたか？

最初は、身内に障がい者がいないのに…と怪しまれました。宗教か、マルチ商法の類じゃないかと(笑)。というのは、昔は作業所は、保護者の方が集まって運営しておられるケースがほとんどだったのです。そして、障がい者の親御さんは、いつも一生懸命頑張っておられるので、時間や余裕がなかなかありません。広くサポーターを集めてきたり、自分の子供のために他人に何かを頼むということはなかなか難しいのです。その意味では、第三者的な立場から、いろいろな方たちに声をかけて手伝ってもらうことができます。

そういえば、先日の“まんぼうショー”で沢山のサポーターの方がいらっやびびっくりしました。

はい。62名のサポーターの方が受付や裏方として参加してくださいました。ショーも運営も本当に多く

のサポーターの方に助けて頂いて、今日があります。

どのような方がサポーターに？

中央区には、地域のボランティア活動に熱心な企業が沢山あります。その社員の方々や中・高生や大学生、そのほかご縁のあるさまざまな方々です。

まんぼうショーはいつからされているのですか

開所以来、メンバー全員で毎朝の準備運動をしてたんです。通って来るだけで精一杯、という方も居ますから。曲が流れると、みんなとても嬉しそうで、自然に踊り出し歌を口ずさむようになって…長い期間棒立ちだった人もやがて踊りだしたり、サイドステップが踏めるようになって…。これはいける！とまんぼう設立5周年記念でハッピーエンドのミュージカル“ロミオとジュリエット”に挑戦しました。派手な衣装をつけて舞台上立つと、びっくりするほど皆いきいきと演じきって、一人ひとりがライトを浴び拍手をもらって、翌朝には「今度はいつ？」って…(笑)。よほど気分が良かったのでしょう。舞台の快感が、やみつきになってしまったのです。

大道具や舞台セットもすごいですね。中でも千手観音が圧巻でした。



千手観音

というメンバーのために考案しました。道具類とかは全て手作り、材料は皆日常にある安いものばかりです。でも見に来てくださる方に楽しんでもらう、そのためにいろいろと工夫しながら演出しています。これまで39回公演を行いました。練習ではうまくいっても本番ではハプニングばかり(笑)。そこをまた楽しんでもらっている部分もあるのですが、もっともっと大笑いしてもらえそうなものを作っていきたいと思います。

他にはどんなことをされていますか？

すばらしいプロの先生のご指導で、和太鼓、音楽、習字などをしています。作業では、さをり織り、点字名刺やTシャツ、さまざまな温暖化防止グッズ(マイ箸袋など)をメンバーの個性や適性に合わせて作っています。何をやるのもゆっくりだけど“一流”を目指しています。設立以来ずっと「障がい者だから許してもらおう」というのは絶対に止めようって。ですから、自主製品も、ちょっとでも汚れていたりするとB品とし

て半額にしたりしています。

どんなことをモットーにされていますか？

設立当初から掲げているのは、ひとつは「可能性を一杯伸ばすこと」。メンバーは可能性の宝庫です。五感を複数同時に使うことが機能向上に効果的です。例えば音楽を聞きながら、声を出し、手足を動かす。そういう意味でミュージカルは最も効果的だと思います。そして何より日常を笑って楽しく過ごすことが、全ての成長につながっています。

次に「相互理解への努力」。中央公会堂のアンケートに「普通やった」というのがあるのですが、それが大



事なんです。「普通」なんです。つまり、障がい者本人にとっては障害はなくそれぞれの個性なんです。でもそれを分かってもらうためにはどんどん出て行く。学校や福祉施設でまんぼうショーをしたり、地域の清掃活動やイベントに参加したり、交流キャンプをしたり…触れ合うと「何や一緒やんか」とわかってもらえるんです。メンバーにとっても自分たちが参加することで「喜んでもらえる」ことが自信と励みになります。

現在悩んでおられることは？

中央区には、知的障がい者のための公的な施設がありません。せめてひとつ、将来もずっと安心して通える施設を残したいと、全力で頑張っているんですが…。平成23年度をもって福祉作業所に対する補助金が打ち切りになる予定です。障害者自立支援法ができたので、国としては新しい障害者自立支援事業に移行しなさいという意向のようです。でも、このまんぼうの建物では、消防法をクリアできないので、どこか他の場所を探しているところです。大阪市にもかけあっているのですが、適当な場所はないとの回答です。

最後に何か…

只今、スタッフを募集しています。「お笑い」の大好きなメンバーとともに楽しみながら成長できる職場だと思います。ぜひ気軽に来ていただきたいです。

NPO法人まんぼう <http://manbowshow.com/>
 ©障害者福祉施設作業所 自由工房『まんぼう』
 大阪市中央区玉造2-3-20
 TEL & FAX 06-6943-6943

経営倶楽部

第63回 経営倶楽部 新春特別講演 平成21年2月14日

『2009年を占う』～いよいよ関西浮上のチャンス！～

講師：経済・経営評論家 泉 和幸 先生



「知者は未萌に見る」とは、泉流「筍の教訓」の意。プロ(?)といわれる人たちは、ほんのちょっと地面が盛り上がっている所に「ココに筍があるから掘なさい!」と言う。これを世の中ではコンサルタントというが、芽生えの見た所にのみ情報があると思うのは非常に危険な兆候。その芽生えをつくる人がいた場合、その人たちの経営計画にまんまと嵌まってしまふのが情報資本主義社会の大きな特徴。では、未萌の筍は^{いずこ}何処に? (林 竜弘)

2009年は新構造への“陣痛”

これまで景況は、四半期で考えるのが常識であった。以前は1年に1回決算をしておけばよかったのが、会計基準は3ヶ月ごとの決算を求めるようになってきている。しかし、今は1世紀を四分した25年のサイクルで物事を考える時代である。企業自らが果たすべき社会的責任と、人材の登用や設備投資にあたり、まず企業活動全般のビジョンを構築して、その中から今日の問題、今年1年の問題、あるいは向こう3年間の問題を考えていくという本来的な姿勢に戻るべき時がきている。

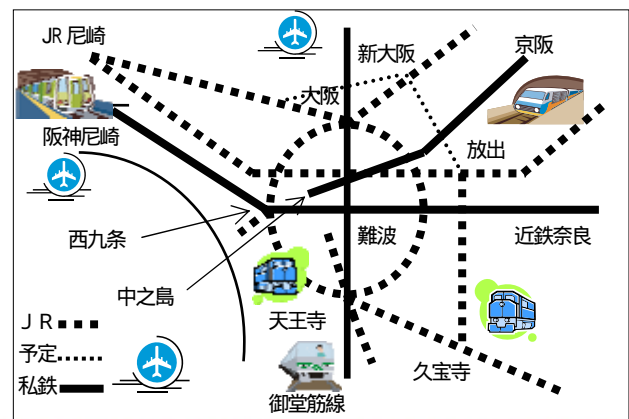
橋下徹知事は、大阪の5つのロマンというものを私たちの前に提示してきたようである。大阪には底力があるものの、大阪の産業の底力は発揮されてこなかった。その第1の理由は、

「大阪維新」プログラム 5つの約束
世界をリードする産業地図
～大阪湾パネルベイ構想
水と緑の豊かな都市
～もてなしの空間・中之島
地方分権の先駆け～橋下府政
安全 1
ミュージアム都市へ

大阪のメイン企業のほとんどが決裁機能を東京に移してしまったことにある。経済の活性化の基本となるべき戦略決定機構が東京一極集中となっていることに対する壮烈なレジスタンスが橋下知事の動機付けとなっている。橋下知事は、世紀を四分したサイクルで生きている。道州制が現実にあるものとして戦略を構想して発言している。道州制が実施される頃には、リニア新幹線が東京 名古屋を40分でつないでいる。ウカウカしていると、大阪は関西の一地方都市に落下してしまう。いわんや高齢化社会。このままでは、大阪は自信を喪失した連中が集まって、ただウロウロしているだけの街になってしまう。それでは、イカン!

大阪は“君子豹変”のドラマ

橋下知事が打ち出したのは、社会的インフラに問題があると見て、関西地区における陸・空のアクセスをどうするか、府と市の二重行政をどうするか、教育のあり方をどうするか等。では、府と市が合併することはそんなに良いことか? 府と市を合わせたら「ふしあわせ」という輩もいる。しかし、橋下知事は近畿一円に合理性のある行政区画を25年ぐらいかけて構築していこうと画策している。その為には、行政が大阪産業界の大変革に付いていかなければならない。同時に、橋下改革のスケジュールに対して、関経連や大商などがバックアップして、知事の在任期間中に我々の使徒としてうまく利用することにより、関西人気質を具体化させていかなければならない。それに最初に応えたのが松下とシャープ。中之島に延伸して応えたのが京阪電車。水と緑のもてなし空間を演出。ゴールドマン・サックス(GS)は大阪市からUSJ株を買取った。一気に咲洲・舞洲・夢洲へと拡張計画を打ち出す可能性も。未体験ゾーンでは、エキスポランド跡地にハリウッドを呼び込み、宝塚には世界中の劇作家が集まるスペースをつくれればアミューズメント都市の創出も。



タテ系の価値観「惻隱の心」

人間がその人生を全うする為に、我々には何が出来るのかを考える若者がもっといたら、どれほど日本の高齢化社会は生産性がダウンせずに済むだろう。いまの若い世代は皆、輪切りの価値観しか持ち合わせていない。本当の価値観とは、いずれ私達も高齢者になるのだと我が身に置き換えて考えるだけの配慮をいう。これを孟子は「惻隱の心」と言った。成熟したマーケットでは、顧客はモラルを失った企業の振る舞いをしっかりと見ている。呉起という哲学者は、時の王に「君子は二目にすぎず、大衆は百目をもって制する」と言った。君子の目は2つしかないが、万人の大衆は万目をもってあなたを見ている。それでも尚あなたは安心して社長の座に座っていられるか？肩書きにばかりこだわらる人があるが、「肩書」っていったい何だろう？企業としての責務を果たす為に、本当の意味で消費者に一番近いところにいなければならない人が、実際はどんどん消費者から遠のいて行ってしまう。

私が陸軍幼年学校にいた頃のこと。食料の監視のために夜の歩哨に立った。するとリヤカーを引いたおっさんが向こうからやって来る。「誰だ？」と誰何すると、陸軍大佐だった。高齢で買出しにも行けず、味噌と砂糖を分けてもらえないかと言う。昔の大先輩に対していかに答えるべきか15才の少年は悩んだが、「任務上許可出来ません。」と申し上げ、すごすごと引き上げていかれる後姿を見送った。そのことを友人に相談したら、二人で応分の量を確保しようということになり、当時の班長に「どうしても食料を差し上げたい方がおられるので」とお願いし、分けてもらった食料を二人で届けに行った。先般の非礼を詫びながら、「正規の手続きを執ってお持ちした品物ですから御賞味下さい。」と言ってお渡ししたらハラハラと涙を流された。50代半ばの先輩の顔と、「後を頼むぞ！」と出掛けていった23歳くらいの特攻隊員の目とを対比しながら、私にとっての戦時は今も脈々と現実の空間として生きている。人間が人間で無くなる状態に仕立て上げられる空間の中でも、人間が人間らしい交流をすることによって、あれほどの熱い涙が交流するのだということを私は若い時に勉強することが出来た。退職したら誰からも見向きもされなくなるOBではなく、折に触れて会社を訪問したら若い従業員が群がってきて世間話的

に経営上の悩みを相談されるようなOBを我々は自信を持ってつくっているだろうか？ほとんどの会社がつくっていない。タテ系の価値観が喪失している会社では自己認識の足りない高齢社員が会社のブランドをぶち壊している。このような心の有り様は、日本の企業が、日本に負けない国づくりを目指しているアジアの国々に出掛けて行った時に、私達の振る舞いの中に必ず出てくるはず。「これは僕達のいつか来た道だ。その道を行くと、こういうクレームが出てくることがある。こういう障害が発生することもある。でも我々はこういう風に解決してきた。」と伝えることが、かつて地下資源を求めて出掛けて行った日の丸とは違った意味の日の丸になって行くだろう。過去の出来事を今日に活かす物語りとして使っていく姿勢は、成熟した消費者は必ず感受性豊かに受け取ってくれるに違いない。

GSという面妖な集団と如何に向き合うべきか？

日本の株価は12,000円から8,000円に落ち込んだ。この差額のお金はいったいどこへ行ったのか実態はよく分からない。イギリスのロスチャイルド銀行は上場していないので情報が開示されることはない。一方で外資は、産業上の発言権を放棄しながら日本からアメリカへ帰っていった。しかし、帰っていないファンドがまだいる。京セラと組むカーライル、その後ろで糸を引くKKR。また三井住友グループの背後にはGS。GSは、オバマ政権に4人の幹部OBを送り込み、次なる世界戦略を構築中。大阪では阪急資本の御堂筋線獲得を後押しして一儲けを企んでいる。大阪としては、外資の力をうまく利用して景気浮上の活力としたいところ。他方、このところ経済力をつけて球籍（地球の居場所）を得た中国は、2010年に上海万博を控えており、姉妹都市である大阪は、薄膜技術による水ビジネスを通じて、アジアの中の国際都市として存在意義を高めたいところ。今こそ、関西浮上の時機に照準を合わせて準備の時！



泉 和幸 先生（1930年東京生まれ）
 広島大学文学部卒業、産経新聞社入社、産経開発事業部長、大阪新聞編集企画部長を歴任後退社。
 1981年泉事務所設立、ゼミ大阪、商人塾（一木会）、中国古典塾、NHK神戸サロンを主催。
 講演・評論・執筆活動などを続けておられます。



2009年合宿レポート

初めまして！ 新人の藤原良樹と大西令子です。昨年度の公認会計士試験に合格し、12月に林事務所に入所させて頂きました。どうか今後とも宜しくお願い致します。さて、今年も1月10日から11日に生駒にて毎年恒例の林事務所の合宿が行われました。今年合宿初参加となる私たち二人が合宿のレポーターを務めさせていただきます。 (大西令子・藤原良樹)

合・宿・一・日・目

☘ ニックネーム

合宿は、自分の呼んでもらいたいニックネームを自分で決めるところから始まりました。一切の予定が知らされていないミステリー合宿だったため、なんとなく緊張していた中、お互いをニックネームで呼ぶことで、緊張も程よくほぐれていきました。

大西：姓名よりキャラクター重視のあだ名(ロベルト、お嬢、笑顔ちゃん!)もあったけど、それがピツタリ！これをきっかけに、事務所の人との距離が縮まった気がしたわ。

藤原：やっぱりその人のイメージにぴったりのニックネー



チーム貴族 (左より晃希さん・琴美・ロベルト・お嬢)

ムだと呼びやすく、こちらからも話しかけやすくなるし親しみが持てるよ。

エゴグラムとは「自分発見」の方法の一つで

☘ エゴグラム

「交流分析」という心理学をベースに作られています。質問に答えることをとおして、自分のパーソナリティの特徴を把握できるというものです。

大西：エゴグラムで自己分析することで自分を知ることが出来る部分があったよね。今回は限定4名様で周りから見たエゴグラムもあったね。

自分を知る

藤原：客観的に見た場合、自分で質問に答えた場合と違うのは新たな発見だったよ。自分で認識している自分と、他者から見た自分が異なることを知るのはこ

ういう機会でなければできないからね。

エゴグラムの後は、子供の頃から現在の自

☘ 振り返り

分に至るまでの振り返りの時間でした。幼いころの記憶をたどって、今の自分になるまでの自分史をゆったりした時間のなかで見つめなおすことが出来ました。

大西：普段の生活を送っていたら、立ち止まって今までの自分を見つめ直すということはほとんどないから貴重な時間だったわ。

藤原：自分の過去を思い出す良い機会になったと思う。中学でサッカーをしていたときは充実していたなあ。(遠い目)

☘ 自己紹介

自分自身を、しっかり見つめ直したあとは、それを踏まえて、希望者が全員の前で自己紹介をして行きました。自分についてよりいっそう理解すると共に、仲間を知ることが出来る時間になりました。

大西：最初は発表しようと思わなかったけれど、人の発表を聞いているうちに何を話そうかな、と前向きに考えている自分に気付いて驚きだった。隣にいた古田さんの「発表してしまったほうが美味しく晩ご飯が食べられるよ」の言葉に後押しされて手を挙げて発表。林事務所の合宿では積極性も育まれます♪

仲間を知る



チームおっさん(左から古ちゃん・チョコちゃん・和巴ちゃん・よっちゃん)

藤原：同じく、積極的に発言することはこれまであまりなかったけど、事務所の人が積極的に発言しているのに

触発されたのかな。この空気の作り方がさすがだ

など思ったよ。

大西：それから、自己紹介のあとに事務所の人、一人一人と握手したときに、この事務所に迎え入れられたことを強く実感したし、嬉しかった。

合宿一日目の感想として、事務所の人の仕事をしている面しか知らなかったけど、自己紹介等を通じて新たな一面を知ることが出来たこと、自分について考える機会が持てたことがよかったと思います。一日目はあつという間に終わった印象があるよね。

藤原：ちなみに晩御飯はしゃぶしゃぶでした。一人暮らしだと、どうしても一人で御飯を食べることが多いから、大勢の人と御飯を食べるとすごく美味しく感じたよ。

合・宿・二・日・目

現状認識

二日目午前中は自分たちを取り巻く環境を知るために、現在の経済情勢などについて感じることを各自述べていきました。色々な切り口、見方があって勉強になりました。

藤原：最近あまり明るいニュースがない中で、事務所の人達は希望を持とうとしている人が多かったこと、派遣切りやイスラエ



チーム syahoo (上段左から竜弘さん・ユカタン下段みどりさん・リカタン・けいちゃん)

ルの戦争などに対して心を痛めている人が多かったことが印象に残っています。あと、マスコミからの情報を鵜呑みにするのではなく、自分がどう感じたかを大切にしていきたいという意見もあったよね。

その後、事務所及び

目標設定

自分の目標の設定をしました。

大西：5、6人のグループで話してから、また新たにグループを作りなおして話を練り直したから、話し合いを終えた後は情報の共有をくまなくできたね。

藤原：事務所に入ったばかりで、おおまかに誰がどのような仕事をしているかは聞いていたけど、仕事の担当をしている人の顔を知ること、より事務所の

それぞれの仕事について身近に感じる事ができ

目標の共有化

たし、事務所の仕事の広範さを改めて認識したよ。

事務所の目標が決まったあとは、共に仕事をするペア、もしくは数人で各自の一年間の目標、やるべきこと、タイムスケジュール、一年後の自分について発表し、それらをグループで共有しました。

目標明確化

大西：合宿最後のプログラムで、各自の目標、事務所の目標が明確になって、全員でそれを共有して、一年過ごしていくんだなあと感じました。決意と、合宿を終えた安堵感でしみじみ。

藤原：今回の合宿では、これまでフロアも違ってほとんど話をしたことがなかった人とも話をする機会が持てたし、事務所により馴染めたような気がする。合宿の最後にはランチミーティングのグループを新たに作りました (写真は各グループの写真です)。

大西：このグループはお互いに個人の目標、事務所の目標を達成するため、一ヶ月に一回行われる昼食時のミーティングを通じて、お互いの成長を支えあうためのグループです。合宿で目標を立てて終わりというのではなく、その後一年間お互いが支えあう環境を作るところは「私達の事務所は私達の仕事と目標を実現する為にお互いが協力し支え合う場です」という林事務所の理念の表れと感じました。

藤原：この合宿では最初のころは身構えていたけど、一日目でリラックスできたため、自然体で参加できたところが良かったと思います。この合宿に参加したことで林事務所の一員として本格的にスタートを切ることができたと感じました。この気持ちを忘れずに今後の仕事に取り組んでいきたいと思いません。

大西：本当にそうだね。この二日間、コンタクトとお肌はかなり乾いたけど、ココロは十分に潤った合宿でした♪



チームショコタン (左から令子ちゃん・おぼっちゃん・YUKI・笑顔ちゃん・ショコタン)

藤原：以上、合宿レポートでした！

平成21年度以降施行の税制改正

平成21年2月27日に衆議院で可決、参議院に送られた平成21年度税制改正法案の「所得税法等の一部を改正する法律案」は財源確保法案とともに、これがお手元に届く頃には成立している見込みです。21年度税制改正は、現下の経済金融情勢を踏まえ、景気回復の実現に資する等の観点から、各課税制度について大幅な減税措置を講じるものとなっています。その中から主な改正項目をご紹介します。（税理士 村上里佳）



中小企業・法人関係税制

- 中小法人の年800万円以下の法人税率が18%に
中小法人(資本金等が1億円以下の法人)及び公益法人等の平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に終了する各事業年度の所得のうち年800万円以下の金額に対する法人税の税率が現行22%から18%に引下げられます(最大32万円の減税)。

- 欠損金の繰戻し還付制度が16年ぶりに復活
中小法人等の平成21年2月1日以後に終了する各事業年度に生じた欠損金額について、欠損金の繰戻しによる還付制度の適用ができることとなります。当期に欠損金が生じた場合、還付請求をすれば、その欠損金を前期の所得金額と通算して法人税額を計算し直して、前期に納め過ぎとなった法人税額を還付してもらうことができます。ただし、欠損金の繰越控除制度との選択適用となります。

還付請求できる金額 = $\frac{\text{前期の法人税額}}{\text{前期の所得金額}} \times \text{当期の欠損金額}$

- 即時償却導入
平成23年3月31日までに取得したエネルギー供給構造改革推進設備等及び資源生産性の向上に資する設備等を事業の用に供した年度においては、普通償却額に加え、特別償却をすることにより取得価額全額を費用にすることができます。

減価償却制度

- 機械及び装置等の耐用年数を簡素化
項目数の多い機械及び装置を中心に使用年数を基に資産区分が整理されるとともに、法定耐用年数の見直し等が行われています。新資産区分と旧資産区分の対比表は財務省HPの『平成20年度税制改正の解説』をご覧ください。⇒<http://www.mof.go.jp/>

あわせて、耐用年数の短縮特例制度について、承認申請手続も簡素化されています。

住宅・土地税制

- 住宅ローン減税が最大500万円に
所得税の住宅ローン減税の適用期限が5年間延長され、最大控除可能額が160万円から500万円〔長期優良住宅(いわゆる200年住宅)の場合には600万円〕に引上げられます。

また、住宅ローンの減税額がその年分の所得税額を上回る場合、所得税額から控除しきれなかった金額〔その年分の所得税額の5%相当額(最高97,500円)を限度〕を、翌年度分の住民税から差し引けるようになります(市町村への申告は不要)。

居住年	控除期間	住宅ローン年末残高限度 ①	控除率②	年間最大控除額 ①×②
H21	10年	5千円	1.0% (1.2%)	50万円 (60万円)
H22		5千円	1.0% (1.2%)	50万円 (60万円)
H23		4千円 (5千円)	1.0% (1.2%)	40万円 (60万円)
H24		3千円 (4千円)	1.0%	30万円 (40万円)
H25		2千円 (3千円)	1.0%	20万円 (30万円)

※表中のカッコ書きは長期優良住宅の場合

- 長期優良住宅の新築等に係る税額控除の創設
自己資金で、長期優良住宅を新築等した場合にも税額控除が受けられることとなります。平成21年6月4日から平成23年12月31日までの間に、長期優良住宅を新築等し居住した場合には、その新築等に係る標準的な性能強化費用相当額(1,000万円を限度)の10%相当額を所得税額から控除する制度が創設されます。

この制度は、住宅ローン減税との選択適用であり、その年分の合計所得金額が3,000万円を超える場合には適用されません。

■ 省エネ・バリアフリー改修工事にも税額控除

平成21年4月1日から平成22年12月31日までの間に、居住者が家屋に一定の省エネ改修工事及びバリアフリー改修工事を行った場合、その工事費用の額と標準的な工事費用相当額のいずれか少ない金額〔200万円（太陽光発電装置を設置する場合は300万円）を限度〕の10%相当額〔20万円（太陽光発電装置を設置する場合は30万円）を限度〕を所得税額から控除する制度が創設されます。これらの制度は、住宅ローン減税との選択適用であり、その年分の合計所得金額が3,000万円を超える場合には適用されません。また、バリアフリー改修工事は、居住者が50歳以上の者である等の要件を満たす場合に限りです。

■ 土地の長期譲渡所得に1,000万円特別控除

個人又は法人が、平成21年1月1日から平成22年12月31日までに取得した土地等を5年超所有し譲渡した場合には、その譲渡に係る長期譲渡所得の金額から1,000万円を控除する制度が創設されます。

■ 土地譲渡益の圧縮記帳が先行取得の場合も可能に

平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に土地等を取得して、その後10年間に他の土地等を売却した場合には、その取得した土地等について、他の土地等の譲渡益の100分の80相当額を限度として、圧縮記帳ができることとなります。つまり、この制度は課税の繰り延べであり、他の土地の譲渡益のうち80%が減額され、先行取得した土地の簿価を引き下げます。先行取得の土地を将来売却した場合、簿価を引き下げた分だけ譲渡益が発生します。

金融・証券税制

■ 上場株式等の配当及び譲渡益課税10%の継続

平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間の上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する税率について所得税7%、住民税3%の軽減税率が継続適用されます。

■ 上場株式等の譲渡損失と配当との損益通算

平成21年分以後、上場株式等に係る譲渡損失の金額がある場合又はその前年以前3年以内に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額（前年以前に既に控除したものを除く）がある場合には、上場株式等に係る配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り）からこ

これらの損失の金額を控除することができます。

国際課税

■ 外国子会社からの配当等の95%が益金不算入に

平成21年4月1日以後に開始する事業年度に親会社が外国子会社から受け取る配当等の額については、親会社の各事業年度の所得の金額の計算上、その配当等の額の95%相当額が益金不算入となります。

自動車課税

■ 自動車重量税の減免措置の創設

平成21年4月1日から平成24年4月30日まで一定の排ガス性能・燃費性能等を備えた自動車に係る自動車重量税が減免されます。ハイブリット自動車等については全額免除、その他燃費性能に応じ75%軽減又は50%軽減されます。

納税環境整備

■ 電子証明書の5,000円特別控除制度の延長

電子証明書を取得して電子申告する場合の所得税額の特別控除制度の適用期限が2年間延長されます。

相続税制

■ 非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度の創設

経営承継相続人が、非上場会社の株式等を取得し、その会社を経営していく場合、納付すべき相続税のうち、その株式等（相続開始前から保有していた株式等を含め、発行済株式等の総数の3分の2に達するまでの部分を上限）に係る課税価格の80%に対応する相続税額が納税猶予される制度が創設されます。

■ 非上場株式等に係る贈与税の納税猶予制度の創設

非上場会社の代表者の後継者が、その代表者から贈与によりその非上場会社の株式等の全部を取得し、その会社を経営していく場合、その株式等（贈与前からその後継者が保有していたものを含め、発行済株式等の総数の3分の2に達するまでの部分を上限）の贈与に係る贈与税全額が納税猶予される制度が創設されます。

■ 農地等に係る相続税の納税猶予制度の見直し

納税猶予適用者が、猶予期間中に身体障害等のやむを得ない事情により営農継続が困難となったときは、農地等の貸付けをした場合でも、納税猶予の継続が認められることとなります。

新公益法人制度～移行手続きについて～

平成 20 年 12 月 1 日から新公益法人制度が施行されました。その新制度によって、旧民法 34 条に基づいて設立された従来の公益法人（以下「特例民法法人」といいます）は、平成 20 年 12 月 1 日から平成 25 年 11 月 30 日までの 5 年間（以下「移行期間中」といいます）に『移行認可』を受けて一般社団法人または一般財団法人（以下「一般社団法人等」といいます）、あるいは『移行認定』を受けて公益社団法人または公益財団法人（以下「公益認定法人」といいます）のどちらかに移行することになっています。今回は特例民法法人がどちらかに移行するとき、移行後に必要な手続きなどを紹介させていただきます。（税理士・公益法人アドバイザー 古田 茂己）

I 一般社団法人等への移行

特例民法法人が、移行期間中に行政庁へ認可申請を行い、移行認可を受ければ、新制度における一般社団法人等になることができます。

(1) 移行の認可基準

特例民法法人が、一般社団法人等になるための認可基準は次の 2 つです。この 2 つの認可基準に適合すると行政庁から移行認可されます。

1	「定款変更の案」が一般法ならびにその政令等の規定に適合したものであること
2	公益目的財産額がある場合には「公益目的支出計画」が適正に作成されており、その計画が確実に実施すると見込まれるものであること。

(2) 定款変更の案

定款の変更は、たとえば、新制度では「理事会」「代表理事」「評議員」「評議員会」が法定の機関になりました。従って、現状の定款等に記載されていても、法律の定めによって設置された機関として新たに決定し直して定款に記載する必要があります。

(3) 移行認可の申請書等

移行認可の申請は、移行認可申請書に以下の書類を添付して行います。

＜添付書類＞

1	定款または寄附行為（現状）
2	定款変更の案（変更後）
3	公益目的財産額及びその計算した書類
4	財産目録、貸借対照表その他財務内容を示す書類
5	公益目的支出計画の書類（必要な場合に限る）
6	その他内閣府令で定める書類

なお、定款変更の案は定款変更について必要な手続きを経ているものでなければなりません。

(4) 公益目的支出計画

申請日の直前期の期末の貸借対照表上の純資産額に土地、有価証券、書画・骨董という特定の資産については時価評価した金額を加減した金額（以下「公益目的財産額」といいます）がプラスである法人は、公益目的支出計画を作成する必要があります。

この公益目的支出計画は、移行時の公益目的財産額を公益目的のために支出して、その財産額が 0 円になるまでの計画を作成します。この計画の期間は、法人の事業の実施遂行能力に応じて妥当と思われる期間であれば何年でもよいとなっています。

(5) 認可後の留意点

① 移行登記

移行認可を受けた特例民法法人は、2 週間以内にその特例民法法人の解散登記と一般社団法人等の設立登記を同時にしなければなりません。この登記を怠ると移行認可の取消しとなる場合がありますのでご注意ください。

② 事業年度の終結と計算書類等の作成

移行登記の前後で法人格等が異なるため、事業年度が区分されます。つまり、事業年度開始の日から登記の日の前日までが特例民法法人の事業年度となり、登記の日以後が一般社団法人等の事業年度となります。各々の事業年度に係る計算書類を作成する必要があります。計算書類等の作成時期などを考慮して登記の日をいつにするか決める必要があります。

(6) 不認可の場合

不認可の通知の場合であっても、移行期間中であれば訂正して、再度申請することができます。

II 公益認定法人への移行

特例民法法人が、移行期間中に行政庁へ移行認定の申請を行い、移行認定を受ければ新制度の公益認定法人になることができます。

(1) 公益認定の基準

特例民法法人が公益認定法人になるための認定の基準は、以下の4項目です。この認定基準に適合すれば、行政庁の認定を受けることができます。

1	公益目的事業を行っていること
2	「定款変更の案」が一般法と認定法ならびにこれらの政令等の規定に適合したものであること
3	公益認定基準の18項目すべてに適合するものであること。
4	欠格事由に該当しないこと

(2) 公益目的事業

公益目的事業とは、次の2つの要件を満たす事業をいいます。

1	学術、技芸、慈善その他の公益に関する事業
2	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する事業

要件1については、法人が行っている事業が、認定法の別表に記載されている22事業のうち、どれか一つの事業に該当すれば要件を満たすこととなります。

法人が行っている事業が、要件2に該当するかどうかの留意点として「公益認定等ガイドライン」が公益認定等委員会から発表されています。

なお、公益認定法人に認定されるためには、この公益目的事業の事業費が法人全体の事業費の1/2以上であることが必要です。

(3) 公益認定基準

公益認定基準とは、全部で18項目あります。その基準は、たとえば、①法人の経理的基礎能力を有するか、②法人の事業運営が特定のグループの人々で運営されていないか、③理事、監事、評議員の報酬基準が適正に制定されており、かつその基準が公表されているか、④公益目的事業に不可欠な特定財産がある場合、その維持・処分の制限を定款で規定しているか、その他財務的要素の基準などがあります。幅広い観点から公益認定法人として適正かどうか判断されます。なお、財務的要素の基準とは、①収支相償の原則、②公益目

的事業比率、③遊休財産額の保有の制限の3項目です。

(4) 欠格事由

欠格事由には、①理事、監事及び評議員に係る欠格事由と②法人そのものに係る欠格事由とがあります。公益認定法人としてふさわしくない法人、あるいは法人の役員等がふさわしくないということで公益認定法人になれないことがあるということです。

(5) 認定後の留意点

公益認定を受けた特例民法法人も、一般社団法人等の「認可後の留意点」に記載しています①移行登記と②事業年度の終結と計算書類等の作成の項目は適用されますので、ご注意ください。

(6) 公益認定法人が遵守すべき事項

① 遵守事項

法人の事業運営において、公益目的事業の収支相償、公益目的事業比率、遊休財産額の保有制限、寄附募集の禁止行為、収益事業等の区分経理、役員等の報酬等の支給基準などを遵守する必要があります。

② 情報開示

公益認定法人は、社会に対して広く情報開示も求められています。具体的には、①財産目録、②役員等の名簿、③役員等に対する報酬等の支給基準を記載した書類、④キャッシュフロー計算書、⑤運営組織及び事業活動の状況の概要などの書類を作成し、これらの書類を5年間主たる事務所に備え置かなければなりません。また、これらの書類を毎事業年度ごとに行政庁に提出する必要があります。

なお、この遵守事項及び情報開示を守らないと、「公益認定」が取消される場合があります。つまり、「公益認定」は永遠の権利として保障されているわけではありませんので、ご注意ください。

(7) 不認定の場合

移行認定されなかった場合は、移行期間中であれば訂正して、再度申請することができます。

現在、移行認定申請のお手伝いさせて頂いておりますが、公益目的事業の判定及びその事業に係る社内規程の見直しなどかなりの時間を消費しております。でも、このことは他の法人にも当てはまることと思われれます。ですから、公益認定法人を目指される法人は、早くこの事業の判定に着手することをお勧めします。

Key of Success

第12回KS経営研究会

KS経営研究会は、「開業支援講座」「よくわかる！経営基礎講座」(講師林光行・幸)修了生のみで構成されている会です。情報交換や発表会を通して会員同士の切磋琢磨を図り、ビジネス拡大、交流の機会を持つことを目的としています。

今回のKS経営研究会は、大阪市港区朝潮橋近辺で印刷業を営まれている第20期の久八ジェイピーの壽久志さんの発表でした。「実は私、あまり親しくない友人からもよく祝電を頼まれるんですよ」「それで結婚式で『大変お目出度い人から祝電が届いています』『壽さんです』と司会者が紹介するそうです」と始められた壽さん。「掴みがうまい！」と一同まず感心。素晴らしい発表だったと同時に壽さんの優しさを感じました。

17期 瀧川清統 様



□久八ジェイピーの社名に夢を託して・・・□

壽さんは現在丁度40歳。IT系専門学校卒業後、4年間システム開発の仕事に従事され、その後お父様が昭和40年に創業された久八印刷所に勤務されました。平成17年、久志さんが跡を継ぐことになって、社名を久八ジェイピーと改められました。永久の久、末広がりので久八。Japan Printの略でジェイピー。日本の印刷業が永久に末広がるようにと命名されたそうです。

印刷業界はバブルをピークに十数年前から大不況で、PCとプリンターの普及、インターネットの普及、異業種の参入等により印刷所は次々と廃業に追い込まれているそうです。なるほど、名刺やカラーのパフレットなど、自社ですることが多くなったなあと納得。その中でお酒、ワインのラベル、アキバ系の同人誌等、特定の印刷物に特化する所が伸びているそうです。

□趣味やプロフィール入り名刺などの営業グッズ□

そんな中、下請けを脱却して直接ユーザーと取引することによって粗利率55%を確保されるなど、経営改善に取り組んでおられます。

また、営業に行く間がない、口下手で営業が苦手だという壽さんは、営業を助けてくれるさまざまな印刷物を考案されています。

まず初対面の新規のお客様には、自分の好きなものや趣味、プロフィールを入れた2つ折り名刺を渡すことで、相手から話をしてもらえ、会話が続くようになったとのこと。次に、既存のお客様には、自分の顔写真と携帯電話番号入りのテレホンメモを進呈して、自分の顔を覚えてもらえ、すぐに電話して

頂けるようになったそうです。また、定期訪問時には「毎月13日(語呂合わせから「印刷の日」)は割引の日」とかのチラシを挟んだティッシュを配り、注文主様全てに送られるお礼状には、収集した好きな格言・名言集の中からひとつ選んで手書きで添えるなどの工夫をされています。

□ユニークな提供サービス□

次は、サービス内容について、見本を見せながらの説明。まず、伝票やパンフレット、カタログなどの一般印刷物。次に、小ロットのパッケージ印刷物。これは、各種封筒・便箋などの印刷物を統一したデザイン・紙質・色等をお客様に合わせて企画して、業務用フルカラーレーザープリンターで印刷して提供するものです。

特にユニークだったのは、売上の6-7割を占める、サウジアラビア、ドバイ等の中近東向け輸出の生地見本につける印刷物です(上掲写真)。中近東の女性が使用する黒い布のほとんどは日本製だそうです。ハンガー付の生地見本にブランド名のラベルや素材名・取扱説明等のシールを貼り付けるわけです。ちなみに印刷しているアラビア語は全くわからないそうです。

□印刷業を通して

“やさしさ”を創造し、お届けします□

経営基礎講座で、光行先生に「あなたにとっての幸せは？」と聞かれ、最初思いつかれたのは「ベンツに乗る」「年1回ハワイに行く」だったそうです。ところが、その後もずっと「自分にとっての幸せって何だろう？」と考え続け、日々生活する中での優しさ(例えば親切な言葉をかけたりかけられたり)

に辿り着かれたそうです。印刷業を通して“やさしさ”とは何かを追求し、創造し、お客様やスタッフ、家族、回りの人々に届けていきたいとのこと。

□夢は“学童保育付印刷ショップ”□

今回の発表に際して明確になってきた将来の夢は、子供が遊んだり勉強したりできるスペースを設け、子供のそばでお母さんが安心して働ける学童保育付印刷ショップだそうです。

壽さんのお母様は子育てやおじい様の介護等をしてながら、朝早くから夜遅くまで黙々と働いておられました。あるとき、まだ子供だった壽さんに「公務員になれ」とおっしゃったそうです。「跡継ぎがいて安心やなあ」という回りの父への言葉から、将来は印刷業を継ぐものと思っていた壽さんは不思議に思ったそうです。その後、お母様は、念願の家も建ち、やっとこれからという時に、印刷業の先輩の連帯保証により借金を抱えてしまい、さらに悪性腫瘍に倒れ、亡くなりました。壽さんは17歳でした。

「母の思いが今ならわかる」と、働いているお母さんを助けたいと思い、目指す方向となったそうです。

□課題についてのグループ討議でアイデア続出□

さて、壽さんが感じておられる課題は、①忙しさから営業機会を失する ②提案営業が尻すぼみになってしまう等の機会損失です。これについて例によってグループ討議。パート社員採用、メール、ホームページの活用、会社カルテ作成、付加価値の創造、



提案した内容のストック、名刺などの営業ツールの商品化等、さまざまな意見やアイデアが出ました。

幸先生からは「営業が苦手と思っているからこそ創意工夫されて営業のプロになれる」「営業マンのお助けグッズは絶対いける」「『あの提案はどうになりましたか』の電話1本が大事」などのアドバイス。

光行先生は「今から全く新しいことにチャレンジしても50歳で10年選手」「本当に欲しいのはどんな会社か」「印刷屋ではなく、何業なのか」「壽さんのプレゼン能力とPC技術を活かした他の印刷屋ではできないことは何か」「それらが明確になると、現状を乗り越え、次のステージに昇れる」「ぜひもっと食欲に追求してほしい」と締めくくられました。

□ さ い ご に □

私が共感を覚えたのは、壽さんのお母様に対する思いです。私自身の母も病気の父を介護しながら、悪性腫瘍で亡くなる2週間前まで会社を守り続けました。どんなに辛くても挫けず、子供を愛し、会社を守り続けた母がいたからこそ今の私がおりますし、壽さんの心にも生き続けているのではないだろうかと思いました。私もそうですが、壽さんも光行先生・幸先生の経営講座と出会い、経営の知識だけでなく、経営を通じての生きがい、経営の方向性に気付かれたのではないかなと思います。

□壽さんからの感想□

40歳になる節目で自分のやりたい事の方向性を整理する為にも発表の機会が与えられて大変良かったです。また皆様からのアドバイスや意見は勇気づけられる言葉ばかりで、元気をいただき、夢の経営を実現できるよう、今後とも頑張っていきたいと思っています。ありがとうございました。

デザイン、出力・印刷サービス
久八ジェイピー
<http://kyuhachi.jp>
 〒552-0005 大阪市港区田中1-5-7
 TEL:06/6574-7051 FAX:06/6574-7052

【 A' (エーダッシュ)ワーク創造館は、引き続き、「能力開発」と「自己実現」のため、大人が学べる空間です 】

これまで運営してきた財団は解散となりますが、4月1日からは、公募により選定された有限責任事業組合大阪職業教育協働機構が運営されるそうです。府からの補助金はゼロで、かつ今まで以上に職業能力開発・就労支援のための講座を充実されるということです。引き続き協力させて頂くことにしました。

【 第21期 よくわかる！経営基礎講座】← 開業支援講座が新しくなりました！！

- ☆対象：自信を持って独立・開業したい方、事業の見直しをしたい方、経営に必要な知識を身につけたい方
- ☆日時：「事業構想編」平成21年6月18日～7月16日 18:30～21:00 毎木曜日全5回 (受講料 25,305円)
 ～事業目的、経営戦略の立て方、考え方やスキルを学び、事業概要計画(構想編)の作成を行います。
- 「事業計画編」平成21年7月30日～8月27日 18:30～21:00 毎木曜日全4回 (受講料 20,685円)
 ～決算書の見方と利益計画の立て方や経営に必要な手続きなどを学び事業計画書作成を行います。

☆場 所：A' ワーク創造館 <http://www.adash.or.jp> TEL：06-6562-0410

☆講 師：林 光行・林 幸 ☆お問い合わせ：林光行事務所 TEL：06-6772-7770

労務管理&社会保険

ワンポイント・ナビ No.5



解雇や失業によって職を失った場合、新たな職に就くまでの保障として、失業等給付（基本手当）という給付金制度が雇用保険にあります。しかし、働く人すべてがこの雇用保険に加入できる訳ではありません。週20時間以上の労働時間に加え、1年以上の雇用見込みが加入条件となっているため、約1000万人の労働者が対象外になっていると厚生労働省は試算しています。雇用保険というセーフティネットが有効に機能し、非正規労働者を中心とする、雇用情勢の悪化の影響を深刻に受ける人達への支援強化として、雇用保険法の一部が改正・施行されました。（社会保険労務士 樋笠泰子）

*** 非正規労働者に対するセーフティネット機能の強化**

雇用保険の基本手当（いわゆる失業保険）を受給するには、最低1年の保険加入期間が必要です。しかし、解雇・倒産等で離職した場合は（特定受給資格者）、この加入期間が6カ月に短縮されます。

今回の改正で、解雇・倒産以外でも有期契約の期間が満了し、その後更新を希望しているにもかかわらず更新されなかった人（特定理由離職者）について、受給要件が1年から6カ月に緩和されました。

基本手当の支給は、年齢や加入期間・離職理由に応じて日額と支給日数が定められています。一般離職者は90日～150日分、「特定受給資格者」は90日～330日分支給されます。新たに規定された「特定理由離職者」は、3年間の暫定措置ですが「特定受給資格者」と同等の日数が支給されます。

また、保険加入要件である「1年以上雇用の見込み」についても「6カ月以上雇用の見込み」と緩和され、適用範囲を拡大しました。

*** 再就職が困難な場合の支援の強化**

雇用情勢が急速に悪化する中、基本手当を満額受給しても再就職できない場合が考えられます。特に、解雇や労働契約が更新されなかったことで離職した人には、重点的な支援が必要です。そこで年齢や地域差等を考慮し、再就職が困難であると認められた場合には、現行の給付日数に60日分を加算することとしました。平成21年4月1日から平成24年3月31日までに、基本手当の受給が終了する人が対象です。

*** 安定した再就職へのインセンティブ強化**

3年間の暫定措置ですが、早期に再就職した場合に支給される「再就職手当」の支給要件を、従来の「所定給付日数を3分の1以上かつ45日以上残している

場合」から「所定給付日数を3分の1以上残している場合」に緩和されました。給付率についても、現行の30%から40%（支給残日数が3分の2以上ある場合は50%）に引き上げられました。

また、障害者等の就職困難な方が所定給付日数を残して安定した職業に就いた場合に支給される「常用就職支度手当」の給付率も現行の30%から40%に引き上げられました。

*** 育児休業給付の見直し**

雇用継続の観点と少子化対策の一環として、現在休業期間中に支給される「育児休業基本給付金」と職場復帰後に支給される「育児休業者職場復帰給付金」が統合され、平成22年4月から全額が休業期間中に支給されるようになります。また、平成22年3月末までの暫定措置として、既に実施されている給付率の引き上げ（40%→50%）も当分の間延長されます。

*** 雇用保険料率の引き下げ**

平成21年度に限り、失業給付に係る雇用保険料率を各業態とも0.4%（労使とも0.2%づつ）引き下げます。この結果、失業給付以外の事業主負担分0.3%を合わせた雇用保険料率は、一般の事業で1.1%（農林水産・清酒製造業は1.3%、建設業は1.4%）となります。

労働保険料の年度更新の申告・納付時期が変わります

平成20年度まで 4/1から5/20 ⇒ 平成21年度から 6/1から7/10

平成21年4月1日から労災保険料率が改定されます

平成21年度の労災保険料の概算保険料の申告から労災保険料率が変更になります。

詳細は、厚生労働省のHPをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2009/03/dl/tp0301-1a.pdf>

「Qの会」 エネルギーのこれから 熊田あつし



エネルギーは身近な問題

エネルギーというと、何か難しそうな響きがあるかもしれませんが、実はとても身近なものです。

目覚まし時計、蛍光灯、テレビ、エアコン、パソコンや携帯電話、これらには全て電気が必要です。また料理やお風呂はガスを使うことが多いのではないのでしょうか。車はガソリンや軽油を消費します。飛行機や船もそうです。このように、私たちの日々の営みは、エネルギーの消費の上に成り立っています。

すなわち、エネルギーを考えることは、私たちの暮らしそのもの考えることです。



かつての日本は自給できていた

日本においても近代化以前は、エネルギーは自給できていました。木を燃やして食事を作り、照明には菜種油を使いました。農業では風車や水車の力を利用し、重いものを運ぶのには牛や馬の力を借りました。

近代化以降、状況は一変します。石炭や石油などの化石燃料の利用が進み、電気が生活の隅々で使われるようになり、今や私たちの生活は昔では考えられないほど豊かで便利なものとなりました。しかし、消費するエネルギーも莫大となり、日本においては、エネルギー自給は不可能となります。さらにはこの莫大なエネルギー消費が環境にも負荷を与え、温暖化問題などの環境問題も引き起こすようになりました。



課題はエネルギー自給と環境問題

ここで、私たちはこの豊かで便利な生活を続けていくとすれば、諸問題に直面することになります。特に次の二つが大きな問題となります。

まずエネルギー自給の問題です。石油やガス、ウランなどの輸入エネルギーに多くを頼っている日本では、油田の枯渇や世界の政治情勢の影響を直接に受け、非常に不安定な状況に置かれます。いい例がかつてのオイルショックです。また、あの悲惨な大東亜戦争も、エネルギー資源のない日本が、南方の油田地帯を確保しようとしたことに、大きな要因の一つがあります。

次に環境の問題です。特に化石燃料の使用は大量のCO₂を排出し、地球温暖化を加速させると言われています。この問題は、人類の生存そのものにも係わ

る問題だと言っても過言ではないでしょう。

特に、今後多くの国が経済的に発展をし、エネルギー消費が爆発的に増えると、これらの問題は、より深刻なものとなってきます。



解決は省エネと自然エネルギー&新エネルギー

これらを解決する手段は大きく言って二つです。

一つが、エネルギーの利用効率の向上や無駄遣いの排除。ハイブリッド自動車やLED照明。またいわゆるエコライフなどがこれにあたります。

もう一つが、環境負荷の少ない自然エネルギーの利用や新エネルギーの開発です。風力、太陽光、バイオ燃料、熱核融合などがあげられます。



原子力発電はトータルで判断する必要がある

これらの問題解決のための発電方法として、原子力発電が取り上げられることがあります。これについて触れたいと思います。

原子力発電は、確かに発電時におけるCO₂の排出量は少ないものです。しかし、廃棄するときのコストは多大なものがあります。放射能を帯びた施設の処理や放射性廃棄物の管理、再処理工場の建設などまで含めて原発のコストは考えなければなりません。また、発生した熱のうち発電として利用できるものは30%程度（最新の火力発電所は50%を超えています）であり、70%が廃熱として海などへ捨てられています。こういったロスや環境負荷も無視はできません。

ただ、現在の私たちの生活は、原子力発電による電気なしでは維持できない状況であることも確かです。コストやリスクをしっかりと認識した上で、計画や管理を徹底させると同時に、将来的には新エネルギーへの移行を考えていくべきです。



エネルギー問題の解決には政治の役割が不可欠

ところで、例えば新エネルギーへの転換といっても容易ではありません。何故なら私たちが暮らす社会には様々な思惑が錯綜しています。現時点で石油から巨万の富を得ているところは簡単にはその利権を手放さないでしょう。そういったところに政治の役割が不可欠になってきます。これについては、次号に掲載させて頂きたいと思います。

「Qの会」には「質問(クエスチョン)と「究」という意味があります。

Happy Island 祝島と原発建設計画

岸本 智恵美 様



◇ はじめに

林事務所の益田みどりちゃんと同郷、少し先輩の岸本智恵美です。先日はQの会に呼んで頂き、たくさんの方が参加されていてびっくりしました。でも私としては、一人でも多くの方に、祝島の自然や生活、そして27年におよぶ反原発の長くて厳しい運動のことを知ってもらいたいと願っているのです。Qの会でお話する機会を頂けたことを、心から感謝しております。

参加者の方々が、本当に温かく、熱心に学ぼうとしている真摯な姿勢や、建設的に意見を交わす姿に驚き、とても素敵だなと思いました。人との繋がりを大切にされているのがよくわかります。みどりちゃんが、素敵な人に囲まれて働いていることを嬉しく思いました。彼女とは、2年前に23年ぶりに会ったのですが、今も祝島を思ってくれていることを感謝しています。

◇ 祝島(いわいしま)の自然と生活

山口県の瀬戸内海に浮かぶ周囲 12km のハート型の小さな島、それが私の故郷「祝島」です。



私が小学生の頃 2,500 人だった人口は今は 520 人、内 4 分の 3 は 65 歳以上ですが、瀬戸内海の穏やかな気候と豊かな自然に恵まれ、みかん、びわ、鯛、たこ、ひじき等、自然に根ざした循環型の生活を大切に暮らしています。

4年に1度開催される『^{かんまい}神舞』という山口県の無形文化財に指定されている祭りは、1200年の歴史を持ち、万葉の昔には、



行き交う船の航行の安全を守る「神霊の鎮まり給う島」として崇められた伝統ある島で、万葉集(736年)にも謳われています。

島は、港のある北東部の平地に人家が集中しており、島の人々は、少ない土地を補うために、山の斜面を利用し石垣を積んで田畑を作りました。そのため、みかん畑、びわ畑、棚田などの多くは、険しい斜面にあります。『平さんの石積みの棚田』は、棚田の石垣では日本最大級ということで一躍有名になり、島の住居に見



られる『石積みの練り塀』と併せて、この棚田を見るために島を訪れる人も増えています。

山は手つかずの自然がいっぱいで、

春には、時を重ねた『山桜』も見事です。海の透明度も高く、日本近海で激減しているといわれる絶滅危惧種のスナメリ(世界で一番小さなクジラ)が、元気よく泳ぐ姿もしばしば観察されています。

今年1月には、「景観」「生物の多様性」「人の営み」というテーマで認められ、日本の里100選に選ばれました(朝日新聞 山田洋次選定委員長)。

◇ いつも温かく迎えてくれる祝島

祝島には、都会と異なる独特の雰囲気があり、やさしい時間がゆったりと流れています。たまに帰省する私たちは、人情豊かで元気な島の人たちから、いつも癒しとパワーをもらって帰ります。

子どもの頃は、夏は一日中泳いで前後の判別がつかないほど真っ黒に日焼けしていました。自然の中で、野生児のごとく無心に遊んだ思い出がありません。遊び道具もないのに、時を忘れて過ごしていたことを思うと、私たちは、きっとcreativeな遊び名人だったのでしょ(^-^)

◇ 田ノ浦：上関原発建設予定地の自然

祝島の真正面4kmに、田ノ浦という風光明媚な場所があります。日本で最初の国立公園である瀬戸内海は開発が進んでいますが、田ノ浦近辺は、原風景を残し

ている地域で、今日の日本ではほとんど見られない希少動物が、奇跡のように多く生き残っているそうです。WWF Japan のレッドデータブックに載っている8種の貝類をはじめ、調査のたびに新種の希少種が発見される貴重な自然が残された場所です。

◇ 上関(かみのせき)原発建設計画と反原発の運動

中国電力が、この田ノ浦を「上関原発建設予定地」として公表したのは、1982年のことでした。

それは平和な上関の町を、穏やかな祝島を、賛成・反対で分断させてしまいました。上関町にある8漁協のうち、唯一祝島漁協だけが反対しました。祝島では、冬に原子力発電所に出稼ぎに行った人達から、原発がいかに危険か話を聞いていたのです。

翌年、推進派の町長が当選すると、反対意見を無視して、上関町は中電に「原発立地事前調査(1984年)」、「原発誘致(1988年)」を申し入れました。

折しも1986年に旧ソ連において、チェルノブイリ原発4号炉で爆発が起きました。9000km離れた日本でも放射能が計測され、世界中に原発の危険性を知らしめましたが、日本の原発推進の姿勢は変わりませんでした。1994年、国は上関原発を要対策重要電源に指定し、中電が立地環境調査を開始、1996年に立地環境調査を終えたのです。

ところがこの環境調査は、中電の関連企業による大変ずさんなもので、環境調査エリアに祝島が入っておらず、スナメリやハヤブサなどの希少動物が調査から削除されていたのです。その環境調査を受けて、1998年には漁業補償交渉が始まり、2000年に、四代・上関両漁協は、漁業保証契約(125億5千万円)に調印し、同年、第一回補償金が支払われました。祝島漁協だけは受け取りを拒否しました。



◇ 上関原発の電気は関西へ

2001年9月に行われた朝日新聞世論調査では、国民の9割が原発に不安を抱いているという結果が出ているにもかかわらず、国は着々と計画を進めていきました。そんなに電気は不足しているのでしょうか？

少なくとも、中国電力では不足していません。上関原発で作られる電気は、関西に送電される予定です。平和に暮らしていた小さな町の人々に原発のリスクを背負わせて、その利益は都会に暮らす多くの人々が享受するのは、けれどもこの現実を、都会の人たちはほとんど知らないのではないのでしょうか。

◇ 祝島の人たちの反原発の運動

1982年から27年、40歳の働き盛りだった人も、67歳になりました。その中で祝島の人は、何億という補償金には目もくれず、長い年月と自分たちの生活の多くを投げ打って、自然と生活を守るために、反対し続けてきました。一度壊された自然が再生するには長い時間が必要です。ましてや、放射能で汚染されてしまうと、天文学的な時間が必要です。ひょっとすると、ほとんど再起不能かも知れません。祝島の人は自然の尊さを知っているからこそ、命がけで原発建設に「NO!」を示してきたのです。

毎週月曜日に行ってきた原発反対の島内デモが、昨年1000回を突破しました。お年寄りたちが、暑い日も寒い日も、足が痛かるうが、腰が曲がっていようが、デモする姿は胸を打ちます。

◇ かけがえのない自然と、

自然に根ざした安全な生活を!

訴訟を起こしながらも、ここまで頑張って建設を止めてきましたが、昨年の10月から、事態は原発建設に向けて一気に加速してきました。中電の公有水面埋め立て申請に対し、町が決議し、知事が許可を出したのです。建設予定地33万平方メートルのうち14万平方メートル(甲子園球場グラウンド10個分)を埋め立てるといいます。町、県、中国電力は、2010年着工、2015年稼働予定にむけて、一気に計画を推し進めています。

美しい自然は破壊され、毎秒19トンの温排水が海に流され、海水が7度も上がると言われています。特産品のひじきや鯛なども汚染により食べられなくなる可能性が高いのは目に見えています。絶滅危惧種のスナメリや天然記念物のカンムリウミスズメはもちろん死に絶えてしまいます。

上関原発建設問題は、単に祝島だけの問題ではないと思います。今だけの便利な生活を考えるのではなく、誰にとっても安全で未来の地球環境を守るために、一緒に考えて頂ければ嬉しいです。



寄稿 ドキュメンタリー映画



『ブラジルから来たおじいちゃん』を作って

ブラジル移住 100 年の昨年、ブラジル移民 1 世の紺野堅一さんが、出稼ぎで日本に暮らす 2 世、3 世を訪ねる旅のドキュメンタリー映画を、栗原奈名子さんが制作されました。

紺野さんは、1931 年（昭和 6 年）、19 歳で渡伯。家庭奉公、パン屋の職人、農業、日本語教師など、自動車部品の販売で安定するまで 10 回も職業を変え、破産も経験されたとのこと。映画監督の栗原奈名子さんからご寄稿いただきました。



紺野堅一さんとの出会い

私が、紺野堅一さんに会ったのは 30 年前、大学生の時です。父の出張についてブラジルに行った初めての海外旅行でのことでした。紺野さんは年齢はずいぶん離れているのに、話をすると楽しい。外から日本を見ている視点、歴史を見る長いスパンがとても新鮮でした。また学校では聞いたことも無かった移民の歴史の数々を語ってくださいました。例えば、太平洋戦争直後、「日本が勝った」とあくまでも信じた人たちが負けを知らせようとした人たちを襲撃殺傷する「勝ち組負け組」という大事件が起こったことなどです。私は、地球の反対側にたくさんの日本人が住んでいることに驚き、またその波乱に満ちた歴史に衝撃を受け、世界に目を開かれたのでした。

91 歳の紺野さんと再会、そして…

その後、私がアメリカに暮らすようになり連絡が途絶えていましたが、03 年にブラジルに行く機会があり、紺野さんと再会したのです。そして、彼が毎年、日本に来て、1 ヶ月間滞在することを知りました。ブラジルからの旅は紺野さんにはよほど大変なはずなのに、なぜ日本に飛行機だけでも 26 時間かけて来るのか、どんなふうに日本で過ごしているのか、何を考えておられるのだろうかと関心を抱きました。おじさんの人生をもっと知りたい、一緒に日本を旅しながら話を聞こうと決意し、自らカメラを手にしました。

実際に撮影をはじめ、私は紺野さんに私の知らなかった世界を再び見せてもらうことになったのです。新聞・テレビで日本にブラジルからたくさんの人たちが働きに来ていることは知っていましたが、京都市内に住む私は、彼らに実際に出会う機会はなく、彼らは単なる知識の中の存在でしかありませんでした。

ところが、紺野さんと旅に出て、彼らのお家の居間に突然飛び込んでいくことになったのです。

日系ブラジル人家庭に歓待されて…

まず感じたのは、彼らがとても暖かく私を迎え入れてくれたこと、次は、厳しい状況にもかかわらず前向きに一生懸命生きていることでした。ご飯をごちそうになり、共に時間を過ごしながら、私は彼らが日本社会で直面している問題を知るようになりました。

中でも特に指摘したいのは、子供たちの教育の問題です。日本では外国人児童は、義務教育の対象ではありません。来ても来なくてもよろしいという状態です。ですから、学校にも外国人児童を支援する体制は整っていません。言葉がわからない。勉強についていけない。いじめられる。などなどの理由で、学校に行かなくなってしまうのです。そういう子供たちは、日本語もポルトガル語も中途半端で、社会に出る時に困ってしまいます。またそれ以前に、悪い道に引き込まれてしまう可能性もあります。少年院で初めて日本語をちゃんと教えてもらったという子供たちがいます。不就学のブラジル人児童は日本で 1 万人以上もいるそうです。



日本は経済的に豊かな国です。国民皆保険ですし、教育も皆が受けられる。これは誇るべき事です。なのに、ブラジルから助っ人で来てもらった、その人たちの子供たちの待遇がこんなことになっては情けない限りです。今回の経済危機で、学校どころではなく、なっている子供たちも多数出ています。映画をご覧いただき、日本に住むブラジル人たちが抱える問題は他ならぬ私たちの社会の問題であることを認識し、ブラジル人たちの背景への理解を深め、共に生きることに、について考えるきっかけにして頂ければと思います。

公式サイト <http://amky.org/senhordobrasil>

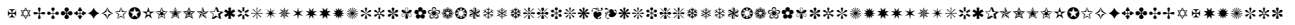


寄稿

「幸運の女神の前髪つかめ！」



林幸が大阪府母子寡婦福祉連合会で母子家庭の方のための簿記講座を担当して30年余りになります。平成8年に受講された西村千穂さんはとても明るく元気な女性です。元気になるお話をご寄稿いただきました。



はじめに

幸さんから「千穂さんの話は母子家庭の方が元気になるからぜひ！」と言われ、元気になるかどうかかわからないけれど、誰かの参考になれるのであればと思い、書いてみます。

夫が亡くなり

福岡で94年の暮に夫が亡くなった時、長女が12歳、次女が10歳でした。私は看病で仕事を辞めていましたので、この先どうすればいいのか途方に暮れました。その時私は、「女性だって結婚しても自分の食べ代は自分で稼がなければいけない。何故なら夫が死ぬかもしれない。離婚するかもしれない。リストラに合うかもしれないから。どんな職業でもいいので一生できる仕事をしなさい。」と娘たちには言って育てようと思ってきました。



仕事を探して

1年後に大阪の実家に戻り、仕事探しを始めましたが、資格、縁故もない子連れの中年女性の勤めるところはありません。履歴書を送り、年齢制限ではじかれる毎日。自分が世の中に必要ない人間のように思えてきて落ち込みました。

それでも落ち込んでいても仕方がない、やるっきゃない！と開き直って、たとえ年齢制限で引っ掛かっても物ともせず問い合わせ続け、入社試験を受けるところまでこぎ付け、面接では若い面接官を煙に巻いて熱意を認めてもらい、試験2回、面接3回を突破してなんとか就職することができました。

就職そして簿記講座へ

就職活動がうまく行かず、やっぱり資格が先かもと、藁をもつかむ思いで申し込んでいた母子家庭の簿記講座もその頃参加できることが決まりました。就職できたから、今さら資格を取ることもないかと思いましたが、持ち前の好奇心から一度講座を見てから決めても遅くないと出掛けました。すると「大阪府下、大勢の希望者の中から地域別に選ばれたのだから、その地域の代表と思って頑張ってください。」とプレッシャーをか

けられ、物見遊山的考えではいけないと反省し、受講することに決めました。

そこで、幸さんと運命の出会いをしました。幸さんの授業は分かり易く、お陰様で簿記2級の資格も取ることができました。その上講座もさることながら、幸さんの授業に入る前のコメントやゲームはとてもユニークで、マジックのように皆が元気になるものでした。どこからその発想が湧くのかとその元を手繰って行くとANAセミナーに辿り着き、ANAスピリットにもっと触れたくて、ANAも受講しました。

ANAセミナーそして2人の娘の成長 ~ 現在

2000年夏のANAのキャンプには大学生になった長女を連れて行きました。長女は光行さん、幸さんをはじめ皆さんに公認会計士になるよう勧められ、怖いもの知らずでその気になって、手始めに秋から幸さんの簿記講座を受けさせていただきました。そして皆さんのお力添えもあり、2008年11月、公認会計士試験に合格、監査法人への就職も決まりました。

合格の日の夕食後、長女が「諦めずに続けてよかった。お母さん、長いこと勉強させてくれてありがとう」と言ってくれました。合格してくれてほっとしましたが、そんな言葉が言える娘になってくれたことがもっと嬉しかったと、夫の墓前に報告しました。

次女は既に公務員として就職してくれており、私が娘達にずっと言ってきた自分の食べ代は自分で稼げと言うモットーを二人の娘は、守ってくれたのです。

私の母の口癖は「幸運の女神の前髪つかめ」です。私は夫の死とやっとの思いで就職できた会社の倒産という自分の力ではどうにもならない運命に遭遇しましたが、『出番の多い波乱万丈を演じる役者』と考え楽しんでいました。幸運の女神も我が家が何か面白い家だなと立ち寄ってくれたので、普通なら疾走してなかなか掴めない幸運の女神の前髪が掴めたのかもしれないなって、ANAでの出会いを含めて感謝しているところです。



読者の皆様からのお便り

長年シエアリングレター愛読させて頂いております。十四・五年前の府PTAで御一緒させて頂き、ご指導賜り、良い経験と思い出に厚く御礼申し上げます。益々のご発展を心からお祈りいたします。

茨木市 村岡 一男 様

毎号、大変興味深く拝読させて頂いております。ところで、36号に瀧 悌治様のお便りが載ってましたが、瀧様とは父の時からのご縁で、公私共に大変お世話になった方で、お名前を見つけた時は、“あっ”と思いました。人の縁ってすごいですね。同志社大学サイクリング部の前田先輩もお身体ご自愛下さり、益々ご活躍されることを祈っております。

越野運送(株) 越野 泰弘 様

幸先生の簿記講座から今までシエアリングレターを送付して下さい有難うございます。いつもステキな内容で、何度皆様のあたたかい文面に励まされたかわかりません。感謝感謝でいっぱいです。

東大阪市 西山 明子 様

安全互助会会長、ご苦労さまでした。創立30周年記念式典は感激しました。林会長の人柄とまたその在り方に、意気を感じて勤められている皆様の雰囲気よさ。また、奥さんの控えめな感じが同われ、家族的な経営がよくわかりました。改めて30周年おめでとうございます。企業の平均寿命は約30年で、日本には創業200年以上の企業が3,000社あり世界でダントツの数だそうです。林事務所は継続のコツを掴んでおられるように感じました。

大阪府立市岡高校 篠原 芳雄 様

開業支援講座(14期)受講時からの夢だったデイ・宅老所『福ちゃん』を立ち上げて1年が過ぎ、ようやく軌道に乗りつつあります。初心を忘れず、皆様に喜んでいただけるよう頑張ってますので、これからも宜しくお願いいたします。

(株)コミュニティハウス・夢 加藤 福子 様

「シエアリングレター」で結ばれているのがいつも心強く感じております。何かありましたら力になって下さいね。

東大阪市 山口 節子 様

頂きましたシエアリングレターに「ひとつひとつ丁寧に全身全霊を込めてやると、その時間がムダな時間でなく、人生となり、やりがいや生きがいとなる」という一文があり、私、涙が出てきました。私はこんな気持ちを持って仕事したいと思います。ちょっと会社に行くのがイヤになってたので...。有難うございます。

東淀川区 小室 英子 様

上原春男先生の本には、共鳴し、感動させられることが多数ありました。私も“66からの挑戦”として長年の夢であった「歌声サロン&ライブの店TOMY」をオープン。亀のようにゆっくりですが、死ぬまで成長を目指していく所存です。

豊中市 富田 修 様

12年前勉強していたあの頃の気持ちがとても自分を力づけるのに役立っています。時間の無い中、通えたのは幸先生の優しさ(時にキビシク?)と明るさのおかげです。やっと最近送っていただくシエアリングレターを全部読める時間(心のゆとり)を持てるようになりました。先生ありがとうございます!

鶴見区 岩田 宣子 様

シエアリングレターで幸先生の写真を見て“先生に会えた”ってとても嬉しくて、簿記講座(十年前)の頃を思い出しています。これからも益々のご発展をお祈り申し上げます。

松原市 村上 好江 様

37号の「ご挨拶」感動しました。ご主人のお言葉を、仕事を、尊敬と共に受け止めて、ついていっちゃった幸さんがそのまま伝わってくる、とてもいい文章だと思いました。本当におめでとうございます。そしてお二人とも、今に満足せず、いつも前を向いていっしやる姿勢をお手本にさせて頂きたいと思っています。

函館市 三井 典子 様

いつも情報誌を送って頂き、感謝です!!公益法人制度が変わって、益々市民の“本物を見極める力”をつけていかなければなあ~と思います。

山口市 渡辺 洋子 様

その他多くのメッセージを有難うございました

編集部



Awareness for New Actions ~新しい行動への気づき~

ANAセミナーを受講して



□「人生の主人公は私」という、参加者の感想を見て、主人公に憧れる自分がいたので参加を決めました。

人と比べたり、人にどう思われてるか、そんなことばかりを気にして、自分を責めて、自分を守って、自分の考えを持とうとしてない…そんな自分が嫌でした。

ANAを受け、自分で自分を苦しめていることに気付きました。本当に体が楽になりました。これからは、自分を苦しめていたら、その自分を責めず、受けとめようと思います。そして、何を感じているかを、自分に問い掛けて、自分を大切にしようと思います。

人生の主人公は私！そう思えたのは、ANAのおかげです。感謝しています。 酒井 理恵 様

□私の今の人生は、私が選択した結果なのだという事に改めて気付きました。私が私の宿命の中で、その時その時に、自分自身がよかれと思って選択してきたことを、他者のせいにして自分を守り、自分から一歩踏み出そうとしていなかったのです。

3日間の中でも変わらない自分自身もありました。そういう自分自身に気付いた3日間だったと思います。毎日の行動の中にも気付いて行き、自らが選択している事実を確認して歩んで行きたいと思います。

瀧川 清統 様

□初日の朝、ものすごく行くのが面倒で嫌でした。仕事の方も忙しく、たまの休みでしかも有給まで使っている。身体を休めたい気持ちはいっぱいありましたが、思い切って飛び込んでみたら、3日後には前とは何かが違う、心が軽くなった自分がそこにはいました。

仕事に関しても、プライベートに関しても、以前よりは重く物事を考えず、落ち着いて物事を運んでいるようになりました。でも自分の中の重い物は、まだまだ完全に取れません。まだまだ自分の中で躊躇してし

まう部分はたくさんあります。

今後、人生を生きて行く上で、それらを完全に取り除いていけるのかは分からないけど、今の自分ならそれができそうな気がします。決して楽な道ではないだろうけど、少しずつ軽やかに人生を過ごして行きたいと思います。 野田 健太郎 様

□ANAでの3日間は今までになく新鮮で、人生の中で立ち止まって気付くことなく今まで走り続けてきた自分にとって、とても有意義であったと思います。

自分の中で溜まっていた物、ストレスを感じていたことが、セミナーを通じ徐々に発散していき、「自分は頑張らなければならない」という義務感から、無意識に無理やり自分を追い込んでいたということに気付きました。

今までこんなに色々なことに苦しみ、無理していた自分が嘘のように感じます。人生気楽に生きて行こうと思いましたが、ゆとりを持つことで今まで見えたり、気づくことができなかつた物が見えて行くような気がしました。そして自分の選択肢が広がって行き、また新たな自分が発見できるのではないかと思います。

沢埜 智則 様

□参加前にシェアリングレターを通じて参加者の感想を読んで、自分と向き合うセミナーなんだろうなという予想があったのですが、反面それは少ししんどいかなという思いを抱きつつセミナーに参加しました。

ですが、ワークを通じて思っていることを口に出してみるのが、考えている以上に必要で、そして自分で再確認をするという作業にとっても有効であることに気付きました。ANAは自分の持っている可能性の選択を拡げてくれるきっかけになったと思います。

大西 令子 様

Awareness for New Actions

ANA

ANAセミナーのご案内 ~人生をより豊かに、より幸せに生きたいと思っておられる方のためのセミナーです。大切な自分のために、ほんの少し時間をあげてみませんか♪~

◇2009年5月ANA◇

日程：5月3日(祝)・4日(祝)・5日(祝)

会場：林事務所セミナールーム

費用：7万円(林事務所からの紹介は6万円)

◇2009年8月ANA◇

日程：8月13日(木)・14日(金)・15日(土)

→ お問い合わせは林事務所

林 幸・河崎まで TEL 06-6772-7770

第64回経営倶楽部のご案内

第64回経営倶楽部では、四方 修 先生にご講演を賜ります。

四方先生は、グリコ・森永事件捜査の指揮を執られました元大阪府警本部長。退官後は、大手スーパーのマイカルの社長に就任して経営再建に取り組み、巷間では「浪速のカルロス・ゴーン」と称されていたこともあり、現在は㈱一富士債権回収の会長をなさっております。

このような先生の広いご経験の中から、現在の厳しい時代をどのように生きるべきなのか、多くの示唆を頂戴したいと考えております。多数の皆さまのご参加を心よりお待ちしております。

□ テーマ 「戦後日本の何が問題か」～これからの時代を切り拓くために～

□ 講師 四方 修 先生

□ 日時 平成21年4月11日(土) 講演会：午後1時30分～5時 懇親会：午後5時30分～

□ 場所 たかつガーデン (近鉄上本町駅 徒歩3分 地下鉄谷町9丁目 徒歩7分 TEL：06-6768-3911)

□ 会費 講演会 5,000円 懇親会 4,000円 懇親会会場：新和風創作料理とお酒 庵 (TEL：06-6765-1716)

❖ 第65回経営倶楽部 ⇒7月4日(土) ❖ 第66回経営倶楽部 ⇒10月17日(土)を予定しております。
お問い合わせは TEL06-6772-7770 E-mail:maruyama@share.gr.jp (担当：丸山・河野・河崎) まで

◆「新公益法人制度セミナー」のご案内 ◆昨年に引き続いて、新公益法人制度に関するセミナーを開催致します。セミナーでは理事及び評議員の方々から公益法人の方向性を決定されるに当たり、参考にして頂きたい内容をたくさん盛り込んでおります。皆様方のご参加を心よりお待ちしております。

☞テーマ☞ 理事・評議員の方々の選択基準 ～公益認定か一般認可をどう決める～

☞講師☞ 公認会計士・税理士 小幡寛子 税理士 古田茂己

☞日時☞ 平成21年4月10日(金) ☞会場☞ たかつガーデン ☞会費☞ 1法人様 5,000円

お問い合わせは TEL06-6772-7746 E-mail:higasa@share.gr.jp (担当：樋笠) までお願い致します。

☞ 社会福祉法人会計簿記認定試験の開催 ☞ 第5回社会福祉法人会計簿記認定試験は、平成21年11月8日(日)です。大阪の会場は大阪府社会福祉協議会です。申込期日は例年9月末です。詳細は、「NPO福祉総合評価機構」<http://www.fukushi-hyouka.net/>にアップされますので申込期日等をお確かめ下さい。

編集後記 ★ 100年前のブラジルでは奴隷制度廃止の影響もあってコーヒー園等で人手が不足し、一方、当時の日本の農村の貧しさは深刻で、国策として移民を奨励。政府は日本人排斥が激しくなったアメリカに代わり、サンパウロ州政府と移民を送り出す契約を結び、全国から移民希望者を募りました。高待遇・高賃金を謳い「さあ行かう一家をあげて南米へ」のポスターで。移民の殆どは短期間で故郷に錦を飾るつもりだったそうです。ところが待っていたのは過酷な環境。筆舌に尽くし難い苦労。

紺野さん(18頁)が「私たちブラジル移民が言語の通じない風俗習慣の全く異なる遠く離れた異国で必死になって生きて来たこと、そしてブラジルで我々が軽蔑されず人種差別も受けず社会の各部門に進出して楽しく幸福に暮らしていることを思いやって、デカセギの人々を軽蔑せず暖かい思いやりの心を持って接してやって頂きたい。また、日本で生まれ育った子供等は日本が故里でありますので、今度の不況で解雇が続いているにも関わらず子供等の将来を

を考え永住を決意した人々に早く国籍を認めるなど、希望が持てるように、軽蔑したり差別したりせず暖かく指導してやって頂きたいとお願いする次第です」と頭を下げられる姿に、自然と頭が下がり、胸打たれます。

★ フィンランドでは失業率20%を超える大不況の20年前、「人こそ資源」「教育は未来への投資」として、教育予算を大幅に増やし、先生を増やし、少人数、平等で自由度の高い教育を実現し、結果、学力も国際競争力も共に世界一になりました。もちろん教材費・給食費等全て無料、外国人の子には母国語教育と習慣に合った給食を提供するのは当たり前だそうです。日本も、一刻も早く外国人も含め教育費無料を実現してほしいと願います。

★ さて、今年の事務所旅行は祝島(16-17頁)に行くことに。エアコンなしで暮らせないなら原子力発電に反対する資格はないと思っていましたが、田中優さんのDVDを見て考えが変わりました。私たちが叡智を發揮すれば、今以上に原発はいらない、少なくとも祝島にはと。(林 幸)

公認会計士・税理士 林光行事務所	公認会計士・税理士 林 光行
大阪市天王寺区生玉寺町1-13サンセットビル	税 理 士 林 幸 中小企業診断士 前田有太可
〒543-0073	税 理 士 古田 茂己 公認会計士 塩尻 隆夫
http://www.share.gr.jp/	税 理 士 橋本 雅世 税 理 士 村上 里佳
TEL06-6772-7770 FAX06-6772-7740	社会保険労務士 樋笠 泰子 公認会計士・税理士 小幡 寛子 (非常勤)

☆ シェアリングレターに関するご意見、ご感想は⇒info@share.gr.jp までどしどしお寄せください。
☆ 購読料をカンパして頂ける方は⇒口座番号 00950-3-14499 林光行事務所の郵便振替までお願い致します。